

## 目 次

条 例	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例……………	3
2 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	16
3 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例……………	32
4 新潟県市町村総合事務組合職員の降給に関する条例の一部を改正する条例……………	55
5 新潟県市町村総合事務組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正 する条例……………	56
6 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す る条例……………	57
7 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	60
8 新潟県市町村総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を 改正する条例……………	64
9 新潟県市町村総合事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例……………	65
10 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例……………	66
11 新潟県市町村総合事務組合個人情報保護に関する法律施行条例……………	67
12 新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例……………	70
13 新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報保護に関する条例……………	73
<b>告 示</b>	
3 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部 改正……………	89
<b>公 告</b>	
新潟県市町村総合事務組合監査委員の就任について……………	91
予算の要領について（令和 4 年度補正予算）……………	91
（令和 4 年度一般会計補正予算（第 2 号））……………	91
（令和 4 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号））……………	92
（令和 4 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号））……………	92
（令和 4 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号））……………	93
（令和 4 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号））……………	93
予算の要領について（令和 5 年度予算）……………	95
（令和 5 年度一般会計予算）……………	95
（令和 5 年度職員退職手当支給事業特別会計予算）……………	96
（令和 5 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算）……………	97
（令和 5 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算）……………	98
（令和 5 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算）……………	99
（令和 5 年度交通災害共済事業特別会計予算）……………	100

## 条 例

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

令和5年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第1号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第2号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第3号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合職員の降給に関する条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第4号)
- (5) 新潟県市町村総合事務組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第5号)
- (6) 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第6号)
- (7) 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第7号)
- (8) 新潟県市町村総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第8号)
- (9) 新潟県市町村総合事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第9号)
- (10) 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第10号)
- (11) 新潟県市町村総合事務組合個人情報保護に関する法律施行条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第11号)
- (12) 新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第12号)
- (13) 新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報保護に関する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第13号)

# 新潟県市町村総合事務組合条例第1号

新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例（平成16年条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>第2条 （略）</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 管理者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 （略）</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 管理者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>

じ。) (第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。) を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。) を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 管理者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 管理者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 管理者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 管理者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 管理者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 管理者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当

の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第5条 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号)第10条第1項に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 管理者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段

該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

第5条 (略)

階に属する職に、降任等をする事。

- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 管理者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 管理者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 管理者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で

当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 管理者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 管理者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 管理者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退

職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 管理者は、前条本文の規定によるほか、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
-----------------------	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 管理者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 管理者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例（平成16年条例第41号）（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限

(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 管理者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。  
(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 管理者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第

6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、管理者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 管理者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 管理者は、前条第1項の規定によるほか、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる

2 令和14年3月31日までの間、管理者は、前条第2項の規定によるほか、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 管理者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号

に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、管理者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 管理者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、管理者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 管理者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している

定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第12条 新潟県市町村総合事務組合職員の再任用に関する条例（平成16年条例第42号）は、廃止する。

## 新潟県市町村総合事務組合条例第2号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
再任用職員以外の職員	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700

25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300

57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
	94		294,900	342,600		
	95		295,200	343,100		
	96		295,600	343,500		
	97		295,800	343,700		
	98		296,100	344,100		
	99		296,500	344,500		
	100		296,900	344,800		
	101		297,100	345,100		
	102		297,400	345,500		
	103		297,800	345,900		
	104		298,100	346,300		
	105		298,300	346,800		
	106		298,600	347,200		
	107		299,000	347,600		
	108		299,300	348,000		
	109		299,500	348,500		
	110		299,900	348,900		
	111		300,300	349,200		
	112		300,600	349,500		
	113		300,800	350,000		
	114		301,000			
	115		301,300			
	116		301,700			
	117		301,900			
	118		302,100			
	119		302,400			
	120		302,700			

	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

(級及び給料)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

5 (略)

6 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則に定めるもの)に達した日以後直近の3月31日を越えて在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

7～9 (略)

第6条 法第22条の4に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項

(級及び給料)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

5 (略)

6 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則に定めるもの)に達した日以後直近の3月31日を越えて在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

7～9 (略)

10 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第6条 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のための交通機関又は有料道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のための交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃

運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 (1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

- 4 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居 (当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等 (第1号及び次号において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるも

等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 (1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

- 4 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居 (当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等 (以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利

のを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

5～9 (略)

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

5～9 (略)

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

(2) (略)

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の

(1)・(2) (略)

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) (略)

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の

支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管

支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める場合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管

理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第27条 第5条第2項から第9項まで並びに第11条、第12条及び第13条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(臨時職員等の給与)

第32条 新潟県市町村総合事務組合職員定数条例(平成16年条例第6号)に規定する職員(以下この条において「定数内職員」という。)以外の臨時又は非常勤の職員(定年前再任用短時間勤務職員及び次条に規定する職員を除く。)の給与については、定数内職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定める。

附 則

1・2 (略)

- 3 当分の間、第15条の規定にかかわらず、職員が負傷(公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(規則で定める措置に限る。)

理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(再任用職員についての適用除外)

第27条 第11条、第12条及び第13条の規定は、再任用職員には適用しない。

(臨時職員等の給与)

第32条 新潟県市町村総合事務組合職員定数条例(平成16年条例第6号)に規定する職員(以下この条において「定数内職員」という。)以外の臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び次条に規定する職員を除く。)の給与については、定数内職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定める。

附 則

1・2 (略)

- 3 当分の間、第15条の規定にかかわらず、職員が負傷(公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(規則で定めるものに限る。)

により、当該療養のための療養休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（規則に定める場合には、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該療養休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。

4～9 （略）

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第12項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

12 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から

により、当該療養のための療養休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（規則に定める場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該療養休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。

4～9 （略）

引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第12項及び第13項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出

した額を給料として支給する。

16 附則第12項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第23条第5項（第26条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料の額との合計額」とする。

17 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

#### 附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定  
令和4年4月1日
  - 第2条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定  
令和4年12月1日(給与の内払)
- 第1条及び第2条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。  
(定年引上げに伴う経過措置)
- 改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例附則第10項から第17項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(規則への委任)

5 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新潟県市町村総合事務組合条例第3号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成16年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、組合市町村等の職員が退職した場合にその者（死亡により退職した場合はその遺族）に支給する。</p> <p>(退職手当を受ける者の範囲)</p> <p>第4条 この条例の規定により退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる常勤の職員又はその遺族とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第3条第3項第4号に規定する職員</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第6条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法<u>第28条の6</u>第1項の規定により退職した者（同法<u>第28条の7</u>第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が組合市町村等の長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が組合市町村等の長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、組合市町村等の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>）が退職した場合にその者（死亡により退職した場合はその遺族）に支給する。</p> <p>(退職手当を受ける者の範囲)</p> <p>第4条 この条例の規定により退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる常勤の職員又はその遺族とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地方公務員法第3条第3項第4号に規定する職員</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第6条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法<u>第28条の2</u>第1項の規定により退職した者（同法<u>第28条の3</u>第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が組合市町村等の長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が組合市町村等の長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲</p>

げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が組合市町村等の長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「派遣法」という。）に定める派遣職員の派遣先の業務上の傷病若しくは死亡を含む。以下同じ。）により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が組合市町村等の長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第8条 第7条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した

げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が組合市町村等の長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「派遣法」という。）に定める派遣職員の派遣先の業務上の傷病若しくは死亡を含む。以下同じ。）により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が組合市町村等の長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第8条 第7条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した

者であって任命権者が組合市町村等の長の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(退職手当の調整額)

第13条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第7条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする)と定めるものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、同法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業、同法第

者であって任命権者が組合市町村等の長の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(退職手当の調整額)

第13条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第7条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする)と定めるものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、同法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業、同法第

26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）、同法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）、同法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（同法第 17 条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務」という。）その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間（派遣法の規定による派遣の期間を除く。）のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第 14 条第 4 項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第 5 項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(8) (略)

2～5 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第 28 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）、同法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）、同法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（同法第 17 条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務」という。）その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間（派遣法の規定による派遣の期間を除く。）のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(8) (略)

2～5 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第 28 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 管理者は、第1項又は第2項の規定により行った支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第29条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第27条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に

5 管理者は、第1項又は第2項の規定により行った支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第29条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第27条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に

関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職に係る組合市町村等の長が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6（略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第 30 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、第 27 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 26 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 32 条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第 32 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受

関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職に係る組合市町村等の長が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6（略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第 30 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、第 27 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 26 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 32 条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第 32 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

けたとき。

- (3) 当該退職に係る組合市町村等の長が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第32条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第30条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、管理者が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職に係る組合市町村等の長において当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、管理者は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと組合市町村等の長が認めたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- (3) 当該退職に係る組合市町村等の長が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第32条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第30条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、管理者が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職に係る組合市町村等の長において当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、管理者は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと組合市町村等の長が認めたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第30条第5項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第30条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと組合市町村等の長が認めたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第28条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第30条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと組合市町村等の長が認めたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第30条第5項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第30条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと組合市町村等の長が認めたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第28条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第30条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと組合市町村等の長が認めたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6

月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 30 条第 1 項の規定による処分を受こけることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第 30 条第 1 項の規定による処分を受こけることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 (略)

#### 附 則

1～5 (略)

- 6 昭和 60 年 3 月 31 日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、

月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 30 条第 1 項の規定による処分を受こけることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第 30 条第 1 項の規定による処分を受こけることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 (略)

#### 附 則

1～5 (略)

- 6 昭和 60 年 3 月 31 日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、

かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和 59 年法律第 71 号）第 4 条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和 59 年法律第 87 号）第 5 条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条第 2 項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和 60 年 4 月 1 日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7～10 （略）

- 11 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第 5 条から第 8 条まで及び附則第 21 項から第 29 項までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 13 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 11 項」とする。
- 12 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者で第 5 条第 1 項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項又は第 7 条の 2 及び附則第 24 項の規定の例により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 13 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者で第 7 条又は附則第 22 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 11 項の規定の例により計算して得られる額とする。

かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 4 条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 5 条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第 2 条第 2 項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和 60 年 4 月 1 日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7～10 （略）

- 11 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第 5 条から第 8 条までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 13 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 11 項」とする。
- 12 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者で第 5 条第 1 項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項又は第 7 条の 2 の規定の例により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 13 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者で第 7 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 11 項の規定の例により計算して得られる額とする。

14～19 (略)

14～19 (略)

20 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成19年条例第5号)の施行日以後平成23年3月31日までの間に退職した第7条第1項に規定する者(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が組合市町村等の長の承認を得たものに限る。ただし、定年年齢が61年以上の者は除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から5年を減じた年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、組合市町村等の長からその者に係る次の各号に掲げる定年前1年当たりの加算率の適用の申請があった場合は、第8条の規定にかかわらず、同項中「退職日給料月額」とあるのは、「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請のあった附則第20項各号に掲げる表に定める加算割合を乗じて得た額の合計額」とする。この場合において、定年前1年当たりの加算率及びその加算割合を定める表は、次の各号に掲げるとおりとする。した者であって任命権者が組合市町村等の長の承認を得たものに限る。ただし、定年年齢が61年以上の者は除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から5年を減じた年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、組合市町村等の長からその者に係る次の各号に掲げる定年前1年当たりの加算率の適用の申請があった場合は、第8条の規定にかかわらず、同項中「退職日給料月額」とあるのは、「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請のあった附則第20項各号に掲げる表に定める

加算割合を乗じて得た額の合計額」とする。  
 この場合において、定年前1年当たりの加算率及びその加算割合を定める表は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定年前1年当たりの加算率 5%

年 齢	55	56	57	58	59
加算割合(%)	25	20	15	10	5

(2) 定年前1年当たりの加算率 6%

年 齢	55	56	57	58	59
加算割合(%)	30	24	18	12	6

(3) 定年前1年当たりの加算率 7%

年 齢	55	56	57	58	59
加算割合(%)	35	28	21	14	7

(4) 定年前1年当たりの加算率 年齢別特定率

年 齢	55	56	57	58	59
加算割合(%)	35	30	25	20	10

21 前項に規定する者に対する退職手当の基本額は、同項の規定により計算した額に附則第11項に規定する率を乗じて得た額とする。

22 附則第20項に規定する者に対する第7条の2第1項、第13条及び第13条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の2第1項	前3条	前条
第7条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請の

		あつた附則第20項各号に掲げる表に定める加算割合を乗じて得た額の合計額
	前3条	前条
第7条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請のあつた附則第20項各号に掲げる表に定める加算割合を乗じて得た額の合計額に、
第7条の2第1項第2号ア	前3条	前条
第7条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第12条	第4条の2から第8条まで	附則第20項の規定により読み替えて適用する第7条第1項
	これらの	同項の
第13条	第5条から第7条まで	附則第20項の規定により読み替えて適用する第7条第1項
	退職日給料月	退職日給料月

	額	額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請のあった附則第20項各号に掲げる表に定める加算割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	附則第20項の規定により読み替えて適用する第7条第1項の
第13条の2	第7条の2第1項の	附則第20項の規定により読み替えて適用する第7条の2第1項の
	同項第2号イ	附則第20項の規定により読み替えて適用する第7条の2第1項第2号イ
	同項の	附則第20項の規定により読み替えて適用する第7条の2第1項の
第13条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請のあった附則第20項各号に掲げる表に定める加算割合を乗じて得た額の合計額
第13条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請のあった

	附則第 20 項各号に掲げる表に定める加算割合を乗じて得た額の合計額
第 7 条の 2 第 1 項第 2 号イ	附則第 20 項の規定により読み替えて適用する第 7 条の 2 第 1 項第 2 号イ
及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請のあった附則第 20 項各号に掲げる表に定める加算割合を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該附則第 20 項の規定により読み替えて適用する第 7 条の 2 第 1 項第 2 号イに掲げる割合

23 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成 23 年条例第 2 号)の施行日以後平成 28 年 3 月 31 日までの間に退職した第 7 条第 1 項に規定する者(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が組合市町村等の長の承認を得たものに限る。ただし、定年年齢が 61 年以上の者は除く。)のうち、定年に達する日から 6 月前までに退職した者であつて、その勤続期間が 25 年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から 5 年を減じた年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、組合市町村等の長からその者に係る次の各号に掲げる定年前 1 年当たりの加算率の適用の申請があつた場合は、第 8 条の規定に

かかわらず、同項中「退職日給料月額」とあるのは、「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請のあった附則第 23 項各号に掲げる表に定める加算割合を乗じて得た額の合計額」とする。この場合において、定年前 1 年当たりの加算率及びその加算割合を定める表は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定年前 1 年当たりの加算率 5%

年 齢	55	56	57	58	59
加算割合(%)	25	20	15	10	5

(2) 定年前 1 年当たりの加算率 6%

年 齢	55	56	57	58	59
加算割合(%)	30	24	18	12	6

(3) 定年前 1 年当たりの加算率 7%

年 齢	55	56	57	58	59
加算割合(%)	35	28	21	14	7

(4) 定年前 1 年当たりの加算率 年齢別特定率

年 齢	55	56	57	58	59
加算割合(%)	35	30	25	20	10

24 前項に規定する者に対する退職手当の基本額は、同項の規定により計算した額に附則第 11 項に規定する率を乗じて得た額とする。

25 附則第 23 項に規定する者に対する第 7 条の 2 第 1 項、第 13 条及び第 13 条の 2 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 7 条の 2 第 1 項	前 3 条	前条
第 7 条の 2 第 1 項第 1 号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額

		前給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請のあった附則第23項各号に掲げる表に定める加算割合を乗じて得た額の合計額
	前3条	前条
第7条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請のあった附則第23項各号に掲げる表に定める加算割合を乗じて得た額の合計額に、
第7条の2第1項第2号ア	前3条	前条
第7条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第13条	第5条から第7条まで	附則第23項の規定により読み替えて適用する第7条第1項
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日

		給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請のあった附則第 23 項各号に掲げる表に定める加算割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	附則第 23 項の規定により読み替えて適用する第 7 条第 1 項の
第 13 条の 2	第 7 条の 2 第 1 項の	附則第 23 項の規定により読み替えて適用する第 7 条の 2 第 1 項の
	同項第 2 号イ	附則第 23 項の規定により読み替えて適用する第 7 条の 2 第 1 項第 2 号イ
	同項の	附則第 23 項の規定により読み替えて適用する第 7 条の 2 第 1 項の
第 13 条の 2 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請のあった附則第 23 項各号に掲げる表に定める加算割合を乗じて得た額の合計額
第 13 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請のあった附則第 23 項各

号に掲げる表に定める加算割合を乗じて得た額の合計額

第7条の2第1項第2号イ 附則第23項の規定により読み替えて適用する第7条の2第1項第2号イ

及び退職日給料月額 並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者の年齢に応じ、当該適用申請のあった附則第23項各号に掲げる表に定める加算割合を乗じて得た額の合計額

当該割合 当該附則第23項の規定により読み替えて適用する第7条の2第1項第2号イに掲げる割合

20 (略)

21 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、令和5年3月31日において施行されていた組合市町村等の職員の定年を定める条例(以下「令和5年旧職員定年条例」という。)に定める定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第21項」とする。

22 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、令和5年旧職員定年条例に定める定年に達した日以後その

26 (略)

者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「第7条又は附則第22項」とする。

23 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 令和5年旧職員定年条例に定める定年が65歳以上である職員
- (2) 令和5年4月1日以後の組合市町村等における職員の定年を定める条例に定める定年が65歳を超える職員
- (3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として組合市町村等の規則で定める職員

24 組合市町村等における職員の給与に関する条例の規定（一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)附則第8項の規定に相当するものをいう。)による職員の給料月額の変更に、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

25 当分の間、第7条第1項に規定する者(25年以上勤続し、その者の非違によることなく勲章を受けて退職をした者に限る。)に対する第8条及び第13条の3の規定の適用については、第8条の表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「令和5年旧職員定年条例に定める定年(附則第23項第3号に掲げる職員にあっては、組合市町村等の規則で定める年齢)に達する日」と、第8条の表第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第13条の3の表第13条の項、第13条の2第1号の項及び第13条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る令和5年旧職員定年条例に定める

定年(附則第 23 項第 3 号に掲げる職員にあっては、組合市町村等の規則で定める年齢とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とする。

26 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する者 (25 年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。)のうち、次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者(組合市町村等の規則で定める者を除く。)に対する第 8 条及び第 13 条の 3 の規定の適用については、第 8 条表以外の部分中「6 月」とあるのは、「零月」とする。

附則第 23 項第 3 号に掲げる職員以外の者	令和 5 年旧職員定年 条例に定める定年
附則第 23 項第 3 号に掲げる職員	組合市町村等の規則 で定める年齢

27 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する者 (25 年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が組合市町村等の長の承認を得たものを除く。)に対する第 8 条の規定の適用については、第 8 条の表以外の部分中「15 年」とあるのは「10 年」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第 8 条表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

28 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する者 (職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が組合市町村等の長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。)であって附則第 26 項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第 8 条及び第 13 条の 3 の規定の適用については、第 8 条の表第 7 条第 1 項の項、

第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第13条の3の表第13条の項、第13条の2第1号の項及び第13条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第26項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

29 当分の間、第7条第1項に規定する者(職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が組合市町村等の長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。)であって附則第26項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第8条及び第13条の3の規定の適用については、第8条の表第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第13条の3の表第13条の項、第13条の2第1号の項及び第13条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当

支給条例第2条の規定の適用については、同条中「職員」とあるのは、「職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。））」とする。

新潟県市町村総合事務組合条例第4号

新潟県市町村総合事務組合職員の降給に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の降給に関する条例（平成29年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）<u>並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</u></p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 管理者は、職員が<u>降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、管理者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例附則第10項の規定による降給とす</u></p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）<u>とする。</u></p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 管理者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に<u>該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、管理者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>

る」とする。

3 第5条の規定は、新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例附則第10項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 新潟県市町村総合事務組合条例第5号

新潟県市町村総合事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例  
新潟県市町村総合事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第4号）第5条及び第6条に規定する報酬の額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第4号）第5条及び第6条に規定する報酬の額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第6号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日に</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日に</p>

つき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員  
20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(臨時職員、非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第20条 職員のうち新潟県市町村総合事務組合

7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員  
20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(臨時職員、非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第20条 職員のうち新潟県市町村総合事務組合

職員定数条例（平成19年条例第3号）に規定する職員（以下本条において「定数内職員」という。）以外の臨時又は非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、定数内職員に係るこれらの定めを超えない範囲内において、管理者が別に定める。

職員定数条例（平成19年条例第3号）に規定する職員（以下本条において「定数内職員」という。）以外の臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、定数内職員に係るこれらの定めを超えない範囲内において、管理者が別に定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

新潟県市町村総合事務組合条例第7号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成16年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第16条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第16条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
(略)			(略)		
第5条第3項及び第5項	(略)	(略)	第5条第3項及び第5項	(略)	(略)
第5条第10項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	第5条第10項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第14条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	(略)	第14条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	(略)

第16条第1項	(略)	(略)	第16条第1項	(略)	(略)
			第16条第4項	第2項	新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成16年条例第43号。以下「育児休業条例」という。)第16条
第16条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成16年条例第43号。以下「育児休業条例」という。)第16条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた	第16条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第16条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする

		割合を乗じて 得た額とする
(略)		

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第19条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第14条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
第16条第1項	(略)	(略)
第16条第5項	(略)	(略)
第27条	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
第32条	定年前再任用短時間勤務職員	(略)

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

(略)		

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第19条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第14条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	(略)
第16条第1項	(略)	(略)
第16条第4項	第2項	育児休業条例第19条
第16条第5項	(略)	(略)
第27条	再任用職員	(略)
第32条	再任用短時間勤務職員	(略)

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(給与条例附則第10項の規定が適用される育  
児短時間勤務職員等に関する読替え)
- 2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則  
第10項の規定の適用については、同項中「)  
とする」とあるのは、「) に、勤務時間条例第  
2条第2項の規定により定められたその者の  
勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で  
除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 育児休業法第17条の規定による短時間勤務  
をしている職員が給与条例附則第10項の規定  
の適用を受ける場合における第17条の規定の  
適用については、同条中「前条」とあるのは、  
「前条及び附則第2項」とする。

2・3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 新潟県市町村総合事務組合条例第8号

新潟県市町村総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 職員の休業に関する状況</u></p> <p><u>(6)～(11)</u> (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)～(10)</u> (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 新潟県市町村総合事務組合条例第9号

### 新潟県市町村総合事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で、5分を単位として行うものとする。

2 地方公務員法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

3 管理者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(高齢者部分休業中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない時間1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から規則で定める数を減じた数で除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けている職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成16年条例第22号）第14条第1項から第6項までの規定により計算した在职期間を除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び新潟県市町村総合事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年条例第9号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び新潟県市町村総合事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 管理者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長の承認)

第6条 管理者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(規則への委任)

第7条

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第10号

新潟県自治会館条例の一部を改正する条例

新潟県自治会館条例（平成18年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後								改正前											
別表（第7条関係） （1）施設等使用料 ア 会議室使用料  （単位：円）								別表（第7条関係） （1）施設等使用料 ア 会議室使用料  （単位：円）											
施設	面積 ㎡	定員 人	午前		午後		全日	夜間	備考	施設	面積 ㎡	定員 人	午前		午後		全日	夜間	備考
			午前9時～ 午前12時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時							午前9時～ 午前12時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時			
本館	講堂	696.0	机 255 椅子 364	<u>31,100</u>	<u>39,200</u>	<u>64,600</u>	<u>35,200</u>	(略)	本館	講堂	696.0	机 255 椅子 364	<u>28,300</u>	<u>35,600</u>	<u>58,700</u>	<u>32,000</u>	(略)		
	201会議室	266.6	108	<u>21,600</u>	<u>24,100</u>	<u>40,800</u>	—	201会議室		266.6	108	<u>19,600</u>	<u>21,900</u>	<u>37,100</u>	—				
	202会議室	54.5	20	<u>4,600</u>	<u>5,700</u>	<u>9,200</u>	—	202会議室		54.5	20	<u>4,200</u>	<u>5,200</u>	<u>8,400</u>	—				
	301会議室	319.0	40	<u>24,200</u>	<u>27,700</u>	<u>47,300</u>	—	301会議室		319.0	40	<u>22,000</u>	<u>25,200</u>	<u>43,000</u>	—				
	401会議室	96.6	36	<u>8,000</u>	<u>10,500</u>	<u>16,200</u>	—	401会議室		96.6	36	<u>7,300</u>	<u>9,500</u>	<u>14,700</u>	—				
別館	コンベンション ホールゆきつばき	351.2	120	<u>25,900</u>	<u>32,800</u>	<u>54,100</u>	<u>29,400</u>	別館	コンベンション ホールゆきつばき	351.2	120	<u>23,500</u>	<u>29,800</u>	<u>49,200</u>	<u>26,700</u>				
	901会議室	163.8	48	<u>13,800</u>	<u>17,300</u>	<u>27,700</u>	—		901会議室	163.8	48	<u>12,500</u>	<u>15,700</u>	<u>25,200</u>	—				
	902会議室	163.8	48	<u>13,800</u>	<u>17,300</u>	<u>27,700</u>	—		902会議室	163.8	48	<u>12,500</u>	<u>15,700</u>	<u>25,200</u>	—				
	第1研修室	131.4	48	<u>11,000</u>	<u>13,800</u>	<u>21,900</u>	—		第1研修室	131.4	48	<u>10,000</u>	<u>12,500</u>	<u>19,900</u>	—				
	第2研修室	99.0	36	<u>8,000</u>	<u>10,500</u>	<u>16,200</u>	—		第2研修室	99.0	36	<u>7,300</u>	<u>9,500</u>	<u>14,700</u>	—				
イ～エ（略）								イ～エ（略）											
（2）共益分担金  （単位：円）								（2）共益分担金  （単位：円）											
使用区分	使用単位		共益分担金		使用区分	使用単位		共益分担金											
新潟県自治会館本館	1㎡につき月額		<u>1,120</u>		新潟県自治会館本館	1㎡につき月額		995											
新潟県自治会館別館	1㎡につき月額		<u>1,240</u>		新潟県自治会館別館	1㎡につき月額		<u>1,100</u>											
備考（略）								備考（略）											

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料等について適用し、施行日以後の使用料等で前納するものについても同様とする。

## 新潟県市町村総合事務組合条例第11号

### 新潟県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において新潟県市町村総合事務組合の機関（以下「組合の機関」という。）とは、管理者、教育委員会、公平委員会及び監査委員をいう。

#### (個人情報ファイル簿等の作成)

第3条 組合の機関は、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、当該組合の機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、組合の機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を第1項に規定する帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載しないことができる。

#### (保有個人情報の開示義務)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、新潟県市町村総合事務組合情報公開条例（平成18年条例第1号）第6条第2号ウに掲げる情報（法第78条第1項第2号ハの規定により開示することとされている情報を除く。）とする。

#### (開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

#### (審査会への諮問)

第6条 組合の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、組合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第7条 管理者は、毎年1回、各組合の機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合の機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟県市町村総合事務組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 新潟県市町村総合事務組合個人情報保護条例(平成18年条例第2号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第10条第3項又は第11項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第12条、第21条又は第26条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することが出来るように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(新潟県市町村総合事務組合情報公開条例の一部改正)

第5条 新潟県市町村総合事務組合情報公開条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「起算して15日」を「30日」に改める。

第13条を次のように改める。

(公開請求に係る手数料等)

第13条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 前条第2項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第14条第1項を次のように改める。

(審査請求があった場合の手続)

第14条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求が不適法である場合を除き、遅滞なく、新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

(審査会への諮問)

第14条の2 実施機関は、情報公開制度の適正かつ円滑な運営に関し専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

## 新潟県市町村総合事務組合条例第12号

### 新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

#### (設置)

第2条 情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運営並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、新潟県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）に、新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

#### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 諮問庁 次に掲げる機関及び議長

ア 新潟県市町村総合事務組合情報公開条例（平成18年条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第14条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした組合の機関（新潟県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第11号。以下「法施行条例」という。）第2条第2項に規定する組合の機関をいう。以下同じ。）

ウ 新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長

#### (2) 保有個人情報 次に掲げる情報

ア 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）

イ 議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）

#### (所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 情報公開条例第14条第1項の規定による諮問に応じ、情報公開に係る審査請求に関する事項

(2) 情報公開条例第14条の2の規定による諮問に応じ、情報公開制度の適正かつ円滑な運営に関する事項

(3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問又は議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、個人情報保護に係る審査請求に関する事項

(4) 法施行条例第6条の規定による諮問又は議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

#### (組織)

第5条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

2 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 管理者は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、第7条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合は、この限りでない。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第10条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第11条 審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に旧条例第1条の規定により組合に置かれた同条に規定する新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第6条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。

2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第4条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行日前に新潟県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第11号）附則第2条の規定による廃止前の新潟県市町村総合事務組合個人情報保護条例（平成18年条例第2号）第30条の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなす。

## 新潟県市町村総合事務組合条例第13号

### 新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第18条—第30条）
  - 第2節 訂正（第31条—第37条）
  - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
  - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （目的）

第1条 この条例は、新潟県市町村総合事務組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

###### （定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経

歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、新潟県市町村総合事務組合情報公開条例（平成18年条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報

であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）別表第 1 に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第 3 条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第 2 章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第 4 条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第 12 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第 5 条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第 6 条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第 7 条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第 8 条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第 9 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 管理者、教育委員会、監査委員、公平委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないも

のとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第 15 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 49 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第 16 条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前 2 項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第 3 章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 1 号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第 2 号において「記録範囲」という。）

- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
  - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
  - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第 19 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 20 条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第 6 条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第 18 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第 24 条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第 21 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第 22 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第 23 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 24 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 25 条 開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 26 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 27 条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 45 条第 2 項第 3 号及び第 46 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第 20 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 22 条の規定により開示しようとする

とき。

- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料等）

第30条 議長に対し開示請求をする者が納付しなければならない手数料は、無料とする。

- 2 保有個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

## 第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第 29 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第 48 条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第 32 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第 33 条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第 34 条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第 35 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 32 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第 36 条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしてなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けてい

る期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 37 条 議長は、第 34 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第 3 節 利用停止

(利用停止請求権)

第 38 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第 4 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 6 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 7 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第 48 条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行なければならない。

(利用停止請求の手續)

第 39 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項
  - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第 40 条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第 41 条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第 42 条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 39 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 43 条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしてしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第 4 節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 44 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第 45 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年条例第 12 号）第 2 条に規定する新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しな

ければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第 2 号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第 46 条 第 27 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第 5 章 雑則

（適用除外）

第 47 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 章（第 4 節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第 49 条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審査会への諮問）

第 50 条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第 51 条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。  
（委任）

第 52 条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 第 6 章 罰則

第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル

(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

**新潟県市町村総合事務組合告示第3号**

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和5年2月1日から実施した。

令和5年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

改正後	改正前																																										
<p>2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務</p> <p>(1) 総括店 (略)</p> <p>(2) 収納代理金融機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">公金の出納所轄事務所</th> <th style="width: 25%;">取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕</th> <th style="width: 50%;">収納店の名称 (会費収納の事務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>長岡市事務所</td> <td>(略)</td> <td>                     (略)                      // 長岡北支店                      えちご中越農業協同組合 本店                      // 長岡支店                      // 長岡北支店                      // 上川西支店                      // 宮内支店                      // 日越支店                      // 栃尾支店                      // 寺泊支店                      // みしま支店                      // こしじ支店                      // 中之島支店                      // 小国支店                      北魚沼農業協同組合 川口支店                      東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>三条市事務所</td> <td>(略)</td> <td>                     (略)                      新潟県労働金庫 三条支店                      えちご中越農業協同組合 三条支店                      // 下田支店                      // いちい支店                 </td> </tr> <tr> <td>柏崎市事務所</td> <td>(略)</td> <td>                     (略)                      新潟県労働金庫 柏崎支店                      えちご中越農業協同組合 中央柏崎支店                      // 東部田尻支店                      東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	公金の出納所轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	(略)			長岡市事務所	(略)	(略) // 長岡北支店 えちご中越農業協同組合 本店 // 長岡支店 // 長岡北支店 // 上川西支店 // 宮内支店 // 日越支店 // 栃尾支店 // 寺泊支店 // みしま支店 // こしじ支店 // 中之島支店 // 小国支店 北魚沼農業協同組合 川口支店 東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店	(略)			三条市事務所	(略)	(略) 新潟県労働金庫 三条支店 えちご中越農業協同組合 三条支店 // 下田支店 // いちい支店	柏崎市事務所	(略)	(略) 新潟県労働金庫 柏崎支店 えちご中越農業協同組合 中央柏崎支店 // 東部田尻支店 東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店	(略)			<p>2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務</p> <p>(1) 総括店 (略)</p> <p>(2) 収納代理金融機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">公金の出納所轄事務所</th> <th style="width: 25%;">取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕</th> <th style="width: 50%;">収納店の名称 (会費収納の事務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>長岡市事務所</td> <td>(略)</td> <td>                     (略)                      // 長岡北支店                      にいがた南蒲農業協同組合 中之島支店                      越後ながおか農業協同組合 本店                      // 長岡支店                      // 長岡北支店                      // 上川西支店                      // 宮内支店                      // 日越支店                      // 栃尾支店                      越後さんとう農業協同組合 寺泊支店                      // みしま支店                      // こしじ支店                      北魚沼農業協同組合 川口支店                      柏崎農業協同組合 小国支店                      東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>三条市事務所</td> <td>(略)</td> <td>                     (略)                      新潟県労働金庫 三条支店                      にいがた南蒲農業協同組合 本店                      // 三条支店                      // 下田支店                      // いちい支店                 </td> </tr> <tr> <td>柏崎市事務所</td> <td>(略)</td> <td>                     (略)                      新潟県労働金庫 柏崎支店                      柏崎農業協同組合 本店                      // 中央柏崎支店                      // 東部田尻支店                      東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	公金の出納所轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	(略)			長岡市事務所	(略)	(略) // 長岡北支店 にいがた南蒲農業協同組合 中之島支店 越後ながおか農業協同組合 本店 // 長岡支店 // 長岡北支店 // 上川西支店 // 宮内支店 // 日越支店 // 栃尾支店 越後さんとう農業協同組合 寺泊支店 // みしま支店 // こしじ支店 北魚沼農業協同組合 川口支店 柏崎農業協同組合 小国支店 東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店	(略)			三条市事務所	(略)	(略) 新潟県労働金庫 三条支店 にいがた南蒲農業協同組合 本店 // 三条支店 // 下田支店 // いちい支店	柏崎市事務所	(略)	(略) 新潟県労働金庫 柏崎支店 柏崎農業協同組合 本店 // 中央柏崎支店 // 東部田尻支店 東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店	(略)		
公金の出納所轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)																																									
(略)																																											
長岡市事務所	(略)	(略) // 長岡北支店 えちご中越農業協同組合 本店 // 長岡支店 // 長岡北支店 // 上川西支店 // 宮内支店 // 日越支店 // 栃尾支店 // 寺泊支店 // みしま支店 // こしじ支店 // 中之島支店 // 小国支店 北魚沼農業協同組合 川口支店 東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店																																									
(略)																																											
三条市事務所	(略)	(略) 新潟県労働金庫 三条支店 えちご中越農業協同組合 三条支店 // 下田支店 // いちい支店																																									
柏崎市事務所	(略)	(略) 新潟県労働金庫 柏崎支店 えちご中越農業協同組合 中央柏崎支店 // 東部田尻支店 東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店																																									
(略)																																											
公金の出納所轄事務所	取りまとめ収納店の名称、位置 〔収納店で収納した会費の取りまとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)																																									
(略)																																											
長岡市事務所	(略)	(略) // 長岡北支店 にいがた南蒲農業協同組合 中之島支店 越後ながおか農業協同組合 本店 // 長岡支店 // 長岡北支店 // 上川西支店 // 宮内支店 // 日越支店 // 栃尾支店 越後さんとう農業協同組合 寺泊支店 // みしま支店 // こしじ支店 北魚沼農業協同組合 川口支店 柏崎農業協同組合 小国支店 東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店																																									
(略)																																											
三条市事務所	(略)	(略) 新潟県労働金庫 三条支店 にいがた南蒲農業協同組合 本店 // 三条支店 // 下田支店 // いちい支店																																									
柏崎市事務所	(略)	(略) 新潟県労働金庫 柏崎支店 柏崎農業協同組合 本店 // 中央柏崎支店 // 東部田尻支店 東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店																																									
(略)																																											

加茂市事務所	(略)	(略) 新潟県労働金庫 加茂支店 えちご中越農業協同組合 加茂支店
(略)		
見附市事務所	(略)	(略) 三條信用組合 今町支店 えちご中越農業協同組合 見附東支店 〃 見附西支店
(略)		
南蒲原郡田上町事務所	(略)	(略) 協栄信用組合 田上支店 えちご中越農業協同組合 田上支店
(略)		
三島郡出雲崎町事務所	(略)	(略) 新潟大栄信用組合 出雲崎支店 えちご中越農業協同組合 出雲崎支店 東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店
(略)		
刈羽郡刈羽村事務所	(略)	第四北越銀行 西山支店 えちご中越農業協同組合 刈羽支店
(略)		

加茂市事務所	(略)	(略) 新潟県労働金庫 加茂支店 にいがた南蒲農業協同組合 加茂支店
(略)		
見附市事務所	(略)	(略) 三條信用組合 今町支店 にいがた南蒲農業協同組合 見附東支店 〃 見附西支店
(略)		
南蒲原郡田上町事務所	(略)	(略) 協栄信用組合 田上支店 にいがた南蒲農業協同組合 田上支店
(略)		
三島郡出雲崎町事務所	(略)	(略) 新潟大栄信用組合 出雲崎支店 越後さんとう農業協同組合 出雲崎支店 東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店
(略)		
刈羽郡刈羽村事務所	(略)	第四北越銀行 西山支店 柏崎農業協同組合 刈羽支店
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

# 公 告

## 新潟県市町村総合事務組合監査委員の就任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合監査委員の就任があったので、次のとおり公告する。

令和5年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

識見監査委員

就 任 田 中 清 善（阿賀野市長） 令和5年2月9日

## 予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和5年2月9日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和4年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第2号）、令和4年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第1号）、令和4年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第1号）、令和4年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第1号）及び令和4年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）の要領を次のとおり公表する。

令和5年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

令和4年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第2号）

令和4年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加及び変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

### 第1表 債務負担行為補正

#### 1 追加

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額
職員研修に係る委託料及び印刷製本費	令和4年度から令和5年度まで	37,802

#### 2 変更

（単位：千円）

事 項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
新潟県自治会館大規模改修事業別館建築工事	令和4年度から令和5年度まで	48,644	令和4年度から令和5年度まで	51,938

令和4年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計  
補正予算（第1号）

令和4年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,856千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,745千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	1,856	1,857
	1 繰越金	1	1,856	1,857
歳入合計		31,889	1,856	33,745

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		40	1,856	1,896
	1 基金積立金	40	1,856	1,896
歳出合計		31,889	1,856	33,745

令和4年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計  
補正予算（第1号）

令和4年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,844千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,690,789千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		809	5,844	6,653
	1 繰越金	809	5,844	6,653
歳入合計		1,684,945	5,844	1,690,789

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		2,555	5,844	8,399
	1 基金積立金	2,555	5,844	8,399
歳 出 合 計		1,684,945	5,844	1,690,789

令和4年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第1号)  
令和4年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ559千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,934千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		1	559	560
	1 繰越金	1	559	560
歳 入 合 計		32,375	559	32,934

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		1,560	559	2,119
	1 基金積立金	1,560	559	2,119
歳 出 合 計		32,375	559	32,934

令和4年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)  
令和4年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,917千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ946,982千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 会費収入		446,098	△5,399	440,699
	1 会費収入	446,098	△5,399	440,699
2 財産収入		13,291	412	13,703
	1 財産運用収入	13,290	412	13,702
3 繰入金		480,672	△20,000	460,672
	1 基金繰入金	480,672	△20,000	460,672
4 繰越金		1	31,904	31,905
	1 繰越金	1	31,904	31,905
歳入合計		940,065	6,917	946,982

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		523,458	△20,000	503,458
	1 交通災害共済事業費	482,700	△20,000	462,700
2 積立金		416,007	26,917	442,924
	1 基金積立金	416,007	26,917	442,924
歳出合計		940,065	6,917	946,982

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
新潟県運転免許センターデジタルサイネージ広告掲出業務	令和4年度から令和6年度まで	528

2 変更

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
報償費支払管理システム保守業務	令和5年度から令和9年度まで	15,000	令和4年度から令和9年度まで	15,000

## 予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 5 年 2 月 9 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算、令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

### 令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算

令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 620,572 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

### 第 1 表 歳入歳出予算

#### 1 歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		69,829
	1 負 担 金	69,829
2 交 付 金		231,317
	1 交 付 金	231,317
3 使用料及び手数料		207,320
	1 使 用 料	207,320
4 財 産 収 入		506
	1 財産運用収入	505
	2 財産売払収入	1
5 繰 入 金		105,560
	1 特別会計繰入金	89,315
	2 基金繰入金	16,245
6 繰 越 金		4,507
	1 繰 越 金	4,507
7 諸 収 入		1,533
	1 預 金 利 子	1
	2 弁 償 金	1

	3 雑 入	1,531
歳 入	合 計	620,572

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,346
	1 議 会 費	1,346
2 総 務 費		557,188
	1 総務管理費	556,982
	2 監査委員費	206
3 事 業 費		52,789
	1 研修等事業費	52,789
4 積 立 金		7,747
	1 基金積立金	7,747
5 予 備 費		1,502
	1 予 備 費	1,502
歳 出	合 計	620,572

令和5年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算

令和5年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,258,252千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		5,225,003
	1 負 担 金	5,225,003
2 財 産 収 入		33,243
	1 財産運用収入	33,243
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
5 諸収入		4
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	2
歳入合計		5,258,252

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		1,830,643
	1 退職手当事業費	1,801,362
	2 繰出金	29,281
2 積立金		3,398,607
	1 基金積立金	3,398,607
3 諸支出金		26,002
	1 雑支出	26,002
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		5,258,252

令和5年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算  
 令和5年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,927千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		9,565
	1 負担金	9,565
2 財産収入		40
	1 財産運用収入	40
3 繰入金		23,319

	1 基金繰入金	23,319
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		32,927

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		32,887
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	31,791
	2 繰出金	1,096
2 積立金		40
	1 基金積立金	40
歳出合計		32,927

令和5年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算

令和5年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,672,484千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		787,264
	1 負担金	787,264
2 交付金		844,300
	1 交付金	844,300
3 財産収入		2,393
	1 財産運用収入	2,392
	2 財産売払収入	1
4 繰入金		37,548

	1 基金繰入金	37,548
5 繰越金		847
	1 繰越金	847
6 諸収入		132
	1 預金利子	1
	2 雑入	131
歳入合計		1,672,484

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		1,670,091
	1 消防団員等事業費	1,652,063
	2 繰出金	18,028
2 積立金		2,392
	1 基金積立金	2,392
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
歳出合計		1,672,484

令和5年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算

令和5年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,298千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		799
	1 負担金	799
2 財産収入		1,496
	1 財産運用収入	1,495
	2 財産売払収入	1

3 繰入金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		32,298

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		30,549
	1 消防賞じゅつ金費	30,366
	2 繰出金	183
2 積立金		1,748
	1 基金積立金	1,748
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
歳出合計		32,298

令和5年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

令和5年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ887,563千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 会費収入		423,564
	1 会費収入	423,564
2 財産収入		10,958
	1 財産運用収入	10,957

	2 財産売払収入	1
3 繰入金		453,037
	1 基金繰入金	453,037
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		3
	1 預金利子	1
	2 雑入	2
歳入合計		887,563

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		492,929
	1 交通災害共済事業費	452,202
	2 繰出金	40,727
2 積立金		394,133
	1 基金積立金	394,133
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		887,563